

<一般委託>

水管橋調査業務委託 仕様書

水管橋調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|--|
| 1 | 目的 | 所在を把握できない水管橋の探査・解析を行い、効率的な水管橋維持管理業務に資する。 |
| 2 | 履行期間 | 契約日から令和6年3月15日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市田浦町ほか |
| 4 | 業務内容 | 市内全域から抽出した水管橋点検作業 |
| 5 | 特記事項 | 別紙、水管橋調査業務委託特記仕様書による |
| 6 | 関係法規 | 別紙、水管橋調査業務委託特記仕様書による |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の実績を有すること。 平成30年(2018年)4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、管路施設の調査又は点検業務の契約を元請として締結し完了した実績を有すること。 |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 上下水道局 技術部 水道管路課 管路維持担当 岩永 朋美 電話046-822-4206 |

<指示又は希望事項>

| | |
|---|---|
| <p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p> | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|---|---|

水管橋調査業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「当局」という。）が委託する水管橋調査業務委託に適用する。

2 目的

本業務は、航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号）及び航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 38 号）等の関係法令に準拠し、目視で状況把握が難しい水管橋に対し、ドローン等を使用してその位置を探査・解析を行うことで、効率的な水管橋維持管理業務に資することを目的とする。

3 点検概要

本業務は、市内に布設されている水管橋のうち別紙位置図に示す点検箇所（10 か所）を作業するものとする。

4 対象点検箇所

別途添付資料参照（別紙位置図のとおり）

5 業務内容

（1）計画書作成

本業務に先立ち、以下の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- 1）調査概要
- 2）点検対象水管橋の状況整理（形式、管種、口径、布設年度、空気弁や伸縮可とう管等の付属設備の状況）
- 3）水管橋点検作業計画（点検対象設備に対する点検項目および点検方法）
- 4）行程表
- 5）写真管理
- 6）緊急連絡体制
- 7）使用機器一覧
- 8）安全計画

(2) 水管橋点検作業

本業務は、「露出鋼管（水管橋等）～外面塗装劣化診断評価の手引き～（公益社団法人 日本水道協会・WSP 日本水道鋼管協会）」に準拠し、「4 対象点検箇所」にある点検施設の所在を確認の上、目視及び触手により表1の項目の点検を行うこと。目視での点検ができない場合は、ドローン等を使用した映像で点検作業を行うこと。また、ドローンは最低2か所以上に使用すること。

表1 点検項目

| 種別 | 点検項目 | 項目内容 |
|-------|------|---------------------------------|
| 水管橋本体 | 管体 | 外面塗装の状況（剥離や発錆）、管肌の腐食状況 漏水の有無 |
| | 被覆 | 外面被覆の状況（剥離や発錆）、ラッキングの腐食状況 |
| 空気弁 | 本体 | ボルトの腐食状況、補修弁の状況など 漏水の有無 |
| | カバー | カバーの破損及び腐食、断熱材の損傷など |
| 付帯物 | 防護柵 | 変形の有無及び腐食など |
| | CO防護 | コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出、沈下・傾きの有無など |

(3) 報告書作成

本点検業務結果の報告書を1部作成し、作業完了後速やかに提出すること。報告書については以下の項目を記載すること。なお、調査に伴って得られた資料及び成果は、当局の所有とする。また、調査の成果等は当局の承諾無しに公表しないこと。

- 1) 点検概要
- 2) 点検方法
- 3) 位置図
- 4) 点検結果
- 5) 点検写真(ドローンを使用した際は、映像データ)
- 6) 考察

6 点検作業上の注意事項

- (1) 作業時間は、原則午前8時30分から17時までとする。
- (2) 作業中は、周囲を常時監視し、車両、通行人等に影響を与えないようにすること。
- (3) 苦情及び問い合わせについては、誠意をもって対応すること。また、内容については、随時監督員に報告すること。
- (4) 関係官公署等に必要な道路使用、交通制限等の届出または許可申請を行い、その許可を受けること。

- (5) 河川区域等において一時的に作業を行う場合は、監督員と協議するとともに、当該管理者の指示に従うこと。
- (6) ドローンを使用する際は、飛行禁止区域の確認を必ず行うこと。
- (7) 受託者は、第三者に損害を与えないようにしなければならない。
- (8) 水道施設に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し受託者の責任により速やかに対応すること。

7 身分証証明書の携帯

- (1) 受託者は、身分証明書発行願を当局へ提出し、身分証明書及び腕章の交付を受けなければならない。ただし、監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 調査作業中、身分証明書を常時携帯して、当局の委託調査員であることを明らかにすること。
- (3) 調査完了後、身分証明書及び腕章は速やかに返却すること。



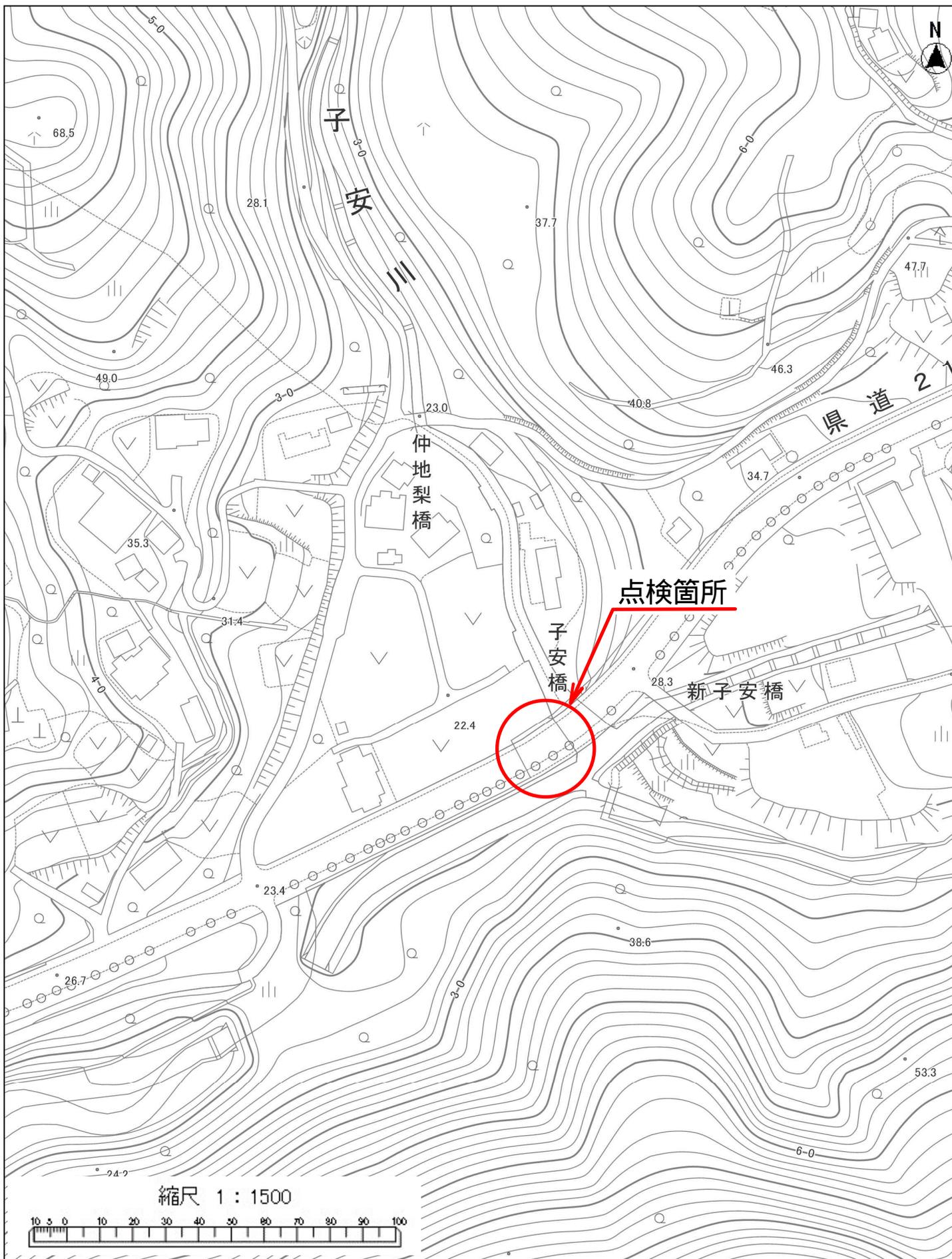
業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.1（北支-9）
点検箇所：横須賀市田浦町4-7



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.2（中央支-8）
点検箇所：横須賀市公郷町1-26



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.3（西支-10）
点検箇所：横須賀市大田和2-2-1



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.4 (西支-18)
点検箇所：横須賀市秋谷3791-3付近



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.5 (西支-19)
点検箇所：横須賀市湘南国際村1-4-1



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.6（北小-8）
点検箇所：横須賀市田浦町4-6



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.7 (北小-14)
点検箇所：横須賀市田浦港町1169付近



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.8（中央小-17）
点検箇所：横須賀市平作6-13-10



業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.9（中央小-24）
点検箇所：横須賀市公郷町2-2



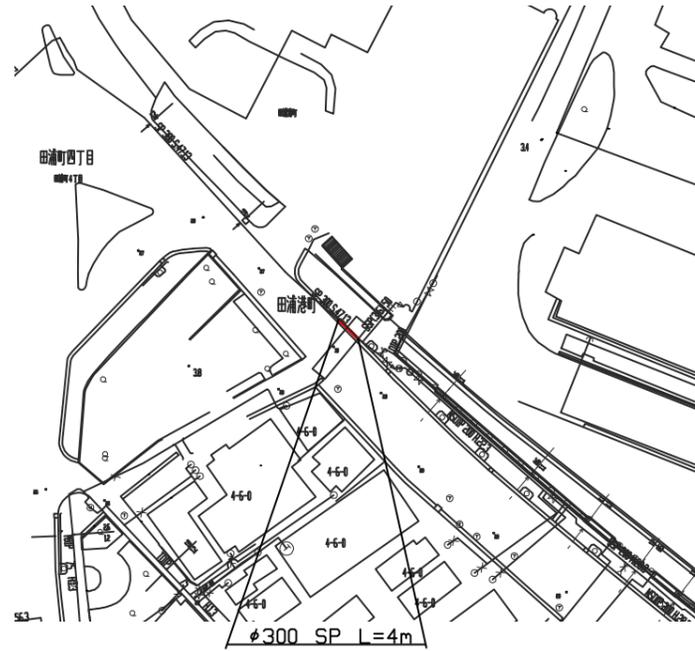
業務委託名：水管橋調査業務委託
対象水管橋：NO.10（中央小-32）
点検箇所：横須賀市衣笠栄町1-39

平面図 1 S=1/500

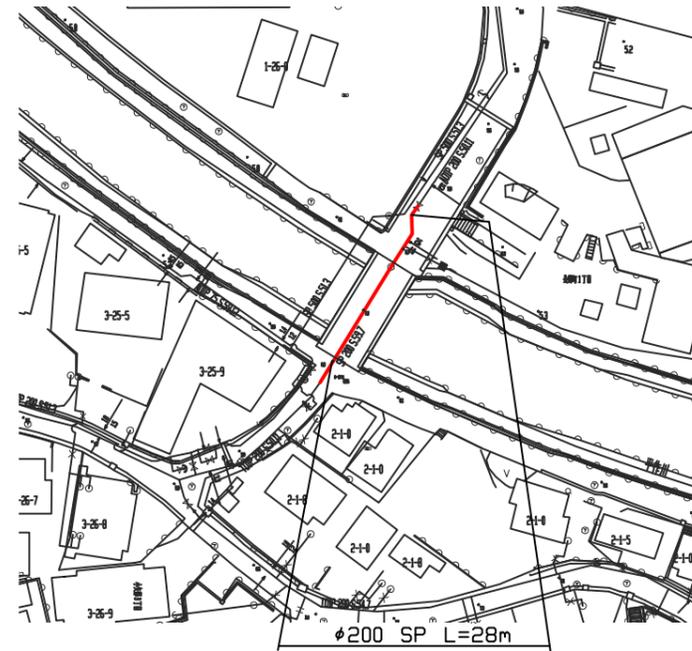
| | |
|------|-----------|
| 参考図 | 1/2枚 |
| 委託名称 | 水管橋調査業務委託 |
| 施行位置 | 横須賀市田浦町ほか |
| 図面名称 | 平面図 |

点検対象箇所 10箇所

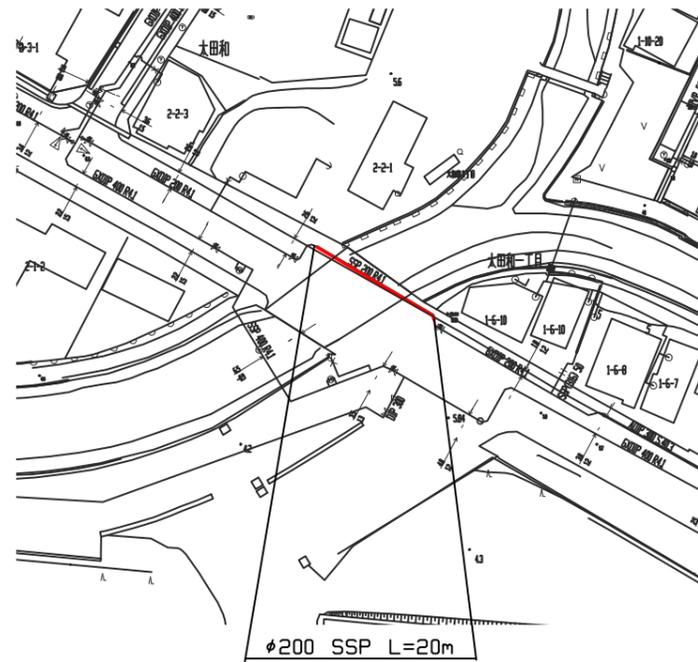
No.1 田浦町4-7



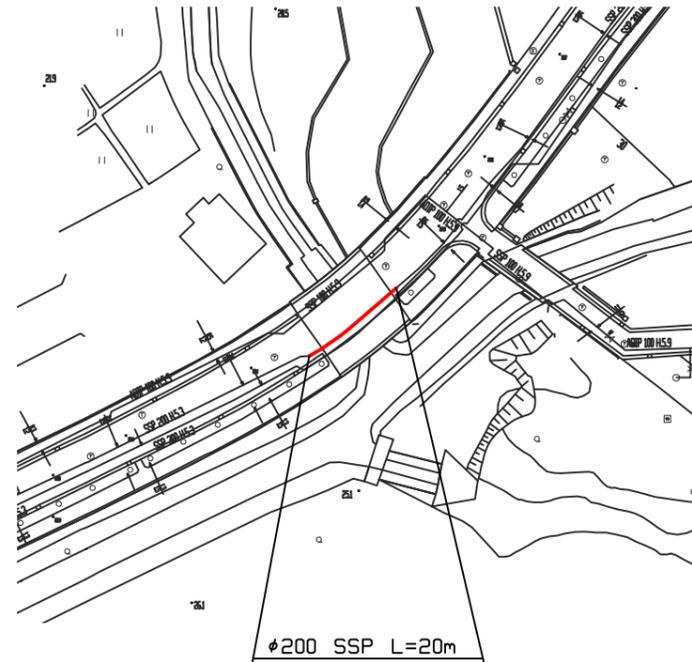
No.2 公郷町1-26



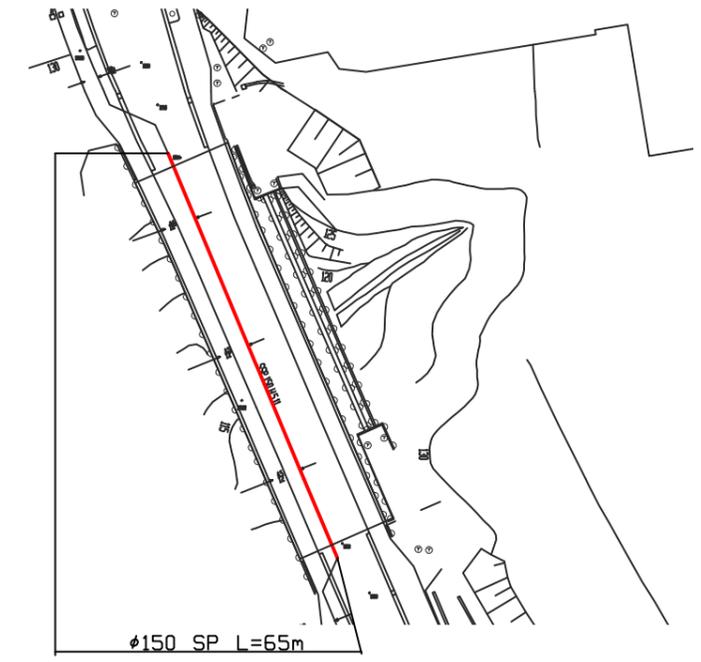
No.3 太田和2-2-1



No.4 秋谷3791-3



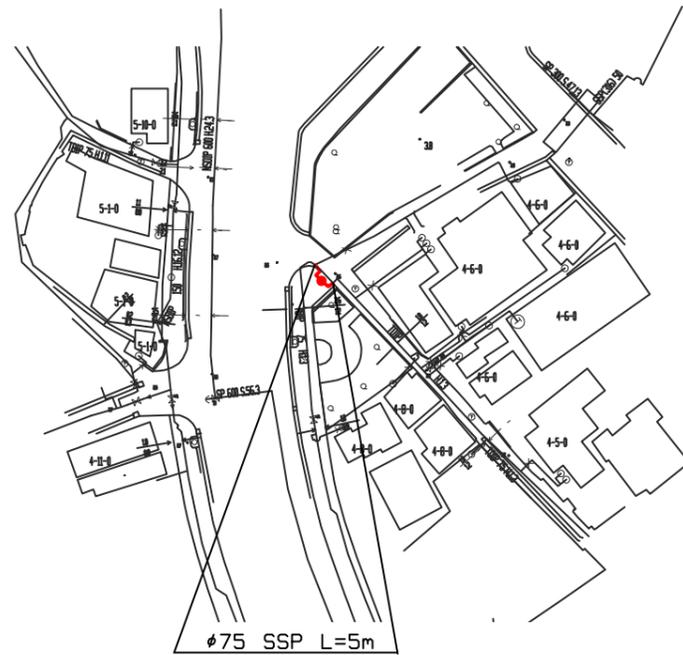
No.5 湘南国際村1-4-1



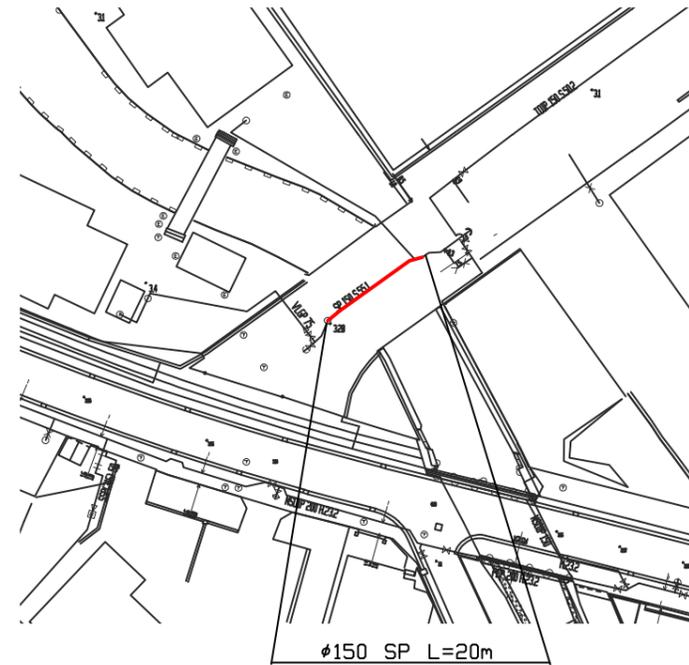
| | |
|------|-----------|
| 参考図 | 2/2枚 |
| 委託名称 | 水管橋調査業務委託 |
| 施行位置 | 横須賀市田浦町ほか |
| 図面名称 | 平面図 |

平面図2 S=1/500

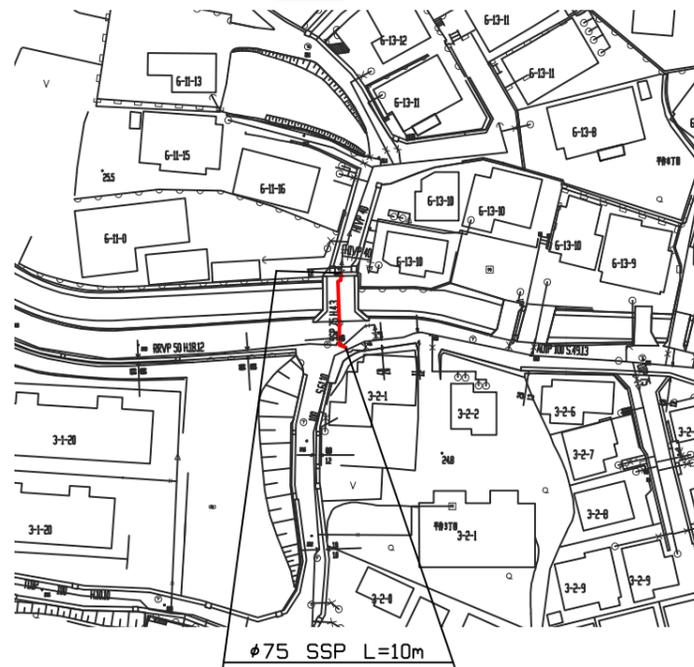
No.6 田浦町4-6



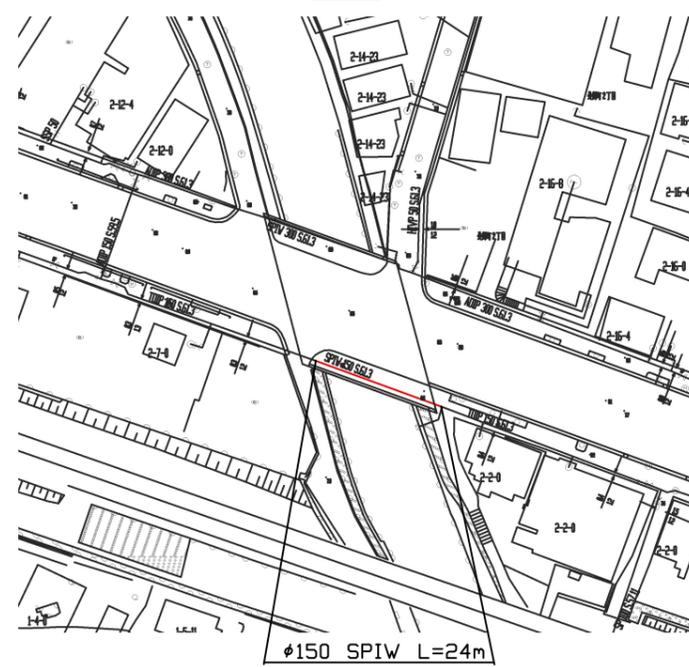
No.7 田浦港町1169



No.8 平作6-13-10



No.9 公郷町2-2



No.10 衣笠栄町1-39

